

毎週火、金曜日発行（但休日につき）（休翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇告示 争議行為の公表  
字の区域の変更  
保安林の解除予定

◇教委告示 昭和三十八年度鳥取県立高等学校通信教育生徒募集要項  
◇公告 昭和三十七年度板金工等の二級技能検定の合格者

◇正誤 昭和三十八年二月一日付鳥取県告示第三十号  
中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第四十五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条の規定に基づき、米子地区一般労働組合委員長 沢田春幸から争議行為を行なう旨の通知があつたので、

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 事件 安達幸男解雇撤回に関する件
- 二 期間 昭和三十八年二月十六日から本件が解決するまで
- 三 場所 因伯通運株式会社米子支店に勤務する組合員の所属する全職場又はその一部
- 四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を実施する。

### 鳥取県告示第四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条第一項の規定により、昭和三十八年二月五日から西伯郡大山町の区域内の字の区域を次のとおり変更した。

昭和三十八年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
一 大字今在家字上原口五六二ノ内、五六三ノ内、五六四ノ内及びこれに伴う道路の国有地全部を字大水神に変更

二 大字今在家字東林六〇八ノ内を字大水神に変更  
三 大字今在家字大水神五五四ノ内、五五五ノ一ノ内を字上原口に変更

四 大字今在家字東林五八二ノ一ノ内、五八二ノ三、五八二ノ四、五八二ノ五、五八二ノ六、五八二ノ七、六〇五ノ四ノ内、六〇五ノ六ノ内、六〇五ノ八ノ内、六〇五ノ九ノ内、六〇五ノ一〇ノ内、六〇五ノ一一ノ内、六〇五ノ一二ノ内、六〇七ノ内及びこれに伴う道路の国有地全部を字上原口に変更  
五 大字今在家字上原口五六四ノ内、五七七ノ内、五八一ノ内を字東林に変更

鳥取県告示第四十七号  
次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
昭和三十八年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 気高郡青谷町大字井手字道端五七七ノ二所在の保安林

指定の目的 風害の防備  
解除の理由 指定理由の消滅

二 気高郡青谷町大字井手字道端五七八ノ二所在の保安林

指定の目的 風害の防備  
解除の理由 指定理由の消滅

三 八頭郡用瀬町大字別府字岩ヤマ六六三、六六四所在の保安林

指定の目的 落石の危険の防止  
解除の理由 指定理由の消滅

四 東伯郡大栄町大字東園字天神北六〇二内一所在の保安林

指定の目的 潮害の防備  
解除の理由 指定理由の消滅  
五 東伯郡大栄町大字東園字沖浜林六五六所在の保安林  
指定の目的 潮害の防備  
解除の理由 指定理由の消滅

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

昭和三十八年度鳥取県立高等学校通信教育生徒を次の要項によつて募集する。

昭和三十八年二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 萩 原 治 郎

昭和三十八年度鳥取県立高等学校通信教育  
生徒募集要項

一 募集学校及び募集生徒数

県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目 約一〇〇人  
県立米子東高等学校 米子市勝田町三〇七番地 約一〇〇人

二 出願資格

イ 中学校を卒業した者(昭和三十八年三月卒業見込の者を含む。)

ロ 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者

三 募集教科目

- (1) 現代国語 (2) 国語甲 (3) 国語乙 (4) 古典乙Ⅰ (5) 漢文 (6) 地理B (7) 日本史 (8) 世界史 (9) 人文地理 (10) 社会 (11) 数学Ⅰ (12) 数学Ⅱ (13) 数学Ⅲ (14) 地学 (15) 生物 (16) 物理 (17) 化学 (18) 保健 (19) 体育 (20) 美術 (21) 音楽 (22) 書道 (23) 家庭一般 (24) 保育家族 (25) 家庭経営 (26) 被服 (27) 食物 (28) 手芸染色 (29) 児童心理 (30) 農業一般 (31) 農業経営 (32) 商業一般 (33) 商業簿記 (34) 計算実務 (35) 統計調査 (36) 英語A (37) 英語

四 出願手続

出願者で、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校通学区域  
以東の居住者は、鳥取西高等学校に、由良青英高等学

校通学区以西の居住者は、米子東高等学校に、次の書類を提出しなければならない。

- イ 入学願書（用紙は募集学校に準備している。）
- ロ 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成績証明書
- 五 出願期間及び受付場所
  - イ 出願期間 昭和三十八年二月二十日から三月三十一日まで
  - ロ 受付場所 各募集校
- 六 選抜
  - イ 志願者が定員を超過した場合は、各学校において提出された志願書類を審査して入学許可者を決定する。
  - ロ 入学許可者に対しては直接学校から通知する。
- 七 注意事項
  - イ 募集及び出願に関する質疑は、直接募集校で行なうこと。
  - ロ 郵送の場合返信を必要とするものは、十円切手を

はり、あて先を明記した返信封筒を同封すること。

公 告

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十五條及び職業訓練法施行令（昭和三十三年政令第百九十九号）第二條の規定により実施した昭和三十七年度の板金工、建築大工、左官、建具工の二級の技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和川十八年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職種	第二次試験場		合格者氏名
	米子職業訓練所	鳥取総合職業訓練所	
板金工	吉本 実佐伯 諒山根 弘和	加島 悠三谷 広昌	
	石井 薫田井 道男 坂本 幸雄	下田 隼人	
大建築工	笠見 一夫 宿見 兵衛 河村 友二	青戸 忠章 玉井 徳博	
	木村 忠雄 杉谷 薫 西田 勝憲		
	倉吉職業訓練所		

昭和三十八年二月十二日発生の雪害に関し、二月十二日から江府町の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二條の規定に基づき、災害救助法による救

建具工	左 官			
	米子職業訓練所	鳥取総合職業訓練所	倉吉職業訓練所	米子職業訓練所
川崎 忠成 松田 節雄 浜田 広	戸嶋 勝司 松本 重光 藤野 孝行	黒瀬 昭彦 竹中 明年	永井 正則 西村 成松原 寛治	
門永 武雄 宮本 修 和泉 汪	藤原 教督	西川 正一日野 邦己 嬉野 保	河津 博之 吹野 匡信 三輪 勝	
遠藤 東松本 紀孝	鳥取総合職業訓練所	横地 雅勝 福井 弘美	岡田 定喜 下田 充 橋本 秀夫	
	土橋 章 一谷口 勇			

助を実施する。

昭和三十八年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

正 誤

昭和三十八年二月一日付鳥取県告示第三十号中次の個所に誤りがあつたので訂正する。

頁 欄 誤 正  
2 上 昭和三十八年 月 日 昭和三十八年二月一日